

計画推進体制の整備

本計画で実施する施策は、保健や福祉、教育、まちづくり等広範囲にわたるため、計画の推進にあたっては、全庁をあげて総合的に取り組むことが重要です。

そのため、関係各課が連携しながら男女共同参画施策を展開できるように、庁内推進体制等の充実を図ります。

また、市職員が研修等により意識を高め、市役所が事業所のモデルとなるように男女共同参画の職場づくりに努めます。

主要施策 1 計画推進体制の充実

- ・副市長を会長とする庁内の意思決定機関として男女共同参画行政推進会議を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。
- ・男女共同参画を進める外部組織として、市民の代表者等で構成する懇話会を設置し、男女共同参画に関する施策の進捗状況や評価等について、市民の視点で述べられた意見や提言を計画に反映します。
- ・国・県や市民活動団体等と連携し、様々な啓発事業を展開します。

具体的施策	施策の内容	担当課
43 男女共同参画行政推進会議の充実	男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」を開催し、計画に基づいた事業の進捗状況の把握を行う等、計画の総合的な推進を図ります。 ●男女共同参画行政推進会議の開催	市民協働推進課
44 男女共同参画懇話会との連携	男女共同参画社会の実現に向け、市民の代表等で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を生かし、計画の推進を図ります。 また、市が行う事業について、評価や提言を行ってもらい、事業の改善につなげます。 ●男女共同参画懇話会の開催	市民協働推進課
45 国・県や市民活動団体等との連携と協力	国や県、市民活動団体等と連携し、男女共同参画が広まるように連携会議に出席し、啓発事業を協力して実施します。 ●国や県、市民活動団体等との情報交換	市民協働推進課

主要施策2 計画の進行管理

- ・行動計画に定めた具体的な施策を推進するために、実施計画を策定し、男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画懇話会において、計画の推進状況の報告と評価を行います。また、評価結果をもとに、施策の見直しや改善に取り組みます。
- ・男女共同参画に関する資料の収集や調査を行い、計画の策定や施策の改善に取り組みます。

具体的施策	施策の内容	担当課
46 計画の進捗管理	行動計画を推進するための実施計画を策定し、計画の進捗状況を管理します。 ●実施計画書の策定、推進状況の報告・評価	市民協働推進課
47 市民や事業所等の男女共同参画に関する意識調査等の実施	市民の男女共同参画に関する意識調査や実態調査を行い、行動計画や施策の基礎資料にします。 ●市民意識調査等の実施 ●事業所実態調査の実施	市民協働推進課 商工振興課

主要施策3 モデル事業所としての市役所づくり

- ・他の事業所のモデルになるように、市役所内の男女共同参画を進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
48 仕事と家庭の両立支援の充実	鳥栖市特定事業主行動計画※4に基づき、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 ●男性職員の育児休業、出産補助休暇等の取得の周知 ●職員のノー残業デーの推進 ●育児短時間勤務制度の活用 ●男女共同参画推進デーの推進	総務課 市民協働推進課

具体的施策	施策の内容	担当課
49 市職員における男女 共同参画の理解の促 進	<p>職員研修等の機会をとらえて、市職員が男女共同参画への理解を深め、男女共同参画の視点で施策を展開するよう啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施 ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実 ●男女共同参画推進デーを利用した理解の促進 	<p>総務課 市民協働推進課</p>
50 女性職員の登用推進	<p>鳥栖市特定事業主行動計画※7に基づき、女性職員の管理職への登用に努めるとともに、男女の区別なく個人の能力に応じて人員配置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 	<p>総務課</p>
51 職員の人材育成	<p>職員が能力を高め十分に発揮できるようにするために、性別にかかわらず政策立案等の能力開発研修への参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 	<p>関係各課 総務課</p>

